学校生活支援員　募集案内
（板橋区教育委員会）

1　職名

板橋区学校生活支援員（会計年度任用職員）

※身分は地方公務員法上の会計年度任用職員

2　職務内容

（１）学校生活における児童・生徒の安全保持に関すること。

（２）学校生活における児童・生徒の生活支援に関すること。

（３）学校生活における児童・生徒の生活介助に関すること。

（４）前各号に付随する事項

【業務の例】

・学校内の受入と見送り

・授業中の支援、特別教室への移動介助

・休憩、自由時間等における安全確保及び補助

・排泄行動の介助

・児童生徒の衣服の着脱介助

※学習の指導は業務対象ではありません。

3　募集人数

160名程度

4　勤務場所

板橋区内の小学校・中学校

5　任用期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

※条件付採用期間あり（原則１か月）

6　応募資格

以下のいずれかに該当する方

（１）介護福祉士、保育士資格又はそれに準じた資格・職務経験を有する方

（２）教員免許状を有する方（取得予定を含む）

（３）学校生活支援員の職務経験を有する方（他自治体での同様の経験でも可）

（４）学校教育、特別支援教育等に関する知識・職務経験を有する方

なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は応募できません。

地方公務員法 第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

（１） 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２） 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

（３） 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

（４） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 勤務条件

勤務日数	**【A勤務】** 月20日以内、年222日以内 ※年6日以内の4時間勤務を含む **【B勤務】** 月20日以内、年223日以内 **【C勤務】** 月12日以内、年144日以内 ※いずれの勤務形態でも勤務を開始した月に応じて年間の勤務日数が異なります。
勤務時間	**【A勤務】** １日６時間45分（原則８時15分～16時00分）※休憩１時間を含む １日４時間00分（原則８時15分～12時15分）※年６日以内 **【B勤務】** １日３時間00分（原則８時15分～11時15分） **【C勤務】** １日６時間45分（原則８時15分～16時00分）※休憩１時間を含む ※勤務の開始時間・終了時間は、勤務する学校により異なる場合があります。
報　　酬	勤務形態に関わらず、**時給1,654円**（地域手当相当額を含む） ※報酬は給与改定等により、年度途中でも変更になる場合があります。
賞　　与	あり（年２回） ※賞与は勤務日数等の基準を満たした場合のみ支給されます。
交 通 費	交通機関等を使用して通勤する場合、基準に基づいて交通費が支給されます。
旅　　費	出張した場合、実費額が支給されます。
休　　暇	年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等が付与されます。
社会保険	**【A勤務】** 加入（健康保険、厚生年金、雇用保険等） ※昼間学生は除く **【B勤務】** 加入しない **【C勤務】** 加入しない
時間外労働	なし

8　応募書類

（１） 申込書兼履歴書（学校生活支援員）　※様式あり

（２） 応募資格が証明できる書類の写し（資格・免許がある場合）

（３） こども性暴力防止法に関する誓約書

9　応募方法

応募書類を直接または郵送で下記申込先に提出してください。

※直接お持ちいただく場合は17時まで

10　応募期限

令和８年12月15日(火)必着

11　選考方法

書類審査・面接審査

12　特記事項

（１） この選考において提出された書類は、返却しません。

（２） この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切致しません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。

（３） この選考及び合格者の決定については、令和９年度の予算成立を条件とします。

（４） 本業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、採用に至るまでの過程で特定性犯罪前科について虚偽の報告をした場合、内定の取消事由となります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙「こども性暴力防止法に関する誓約書」の参照条文をご参照ください。

13　申込先・問合せ

〒173-8501　東京都板橋区板橋二丁目66番１号

板橋区役所　北館６階　17番窓口

板橋区教育委員会事務局　指導室　特別支援教育係

電話　03-3579-2612（直通）